



鯖江市

# 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666  
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234  
FAX 0778-51-8153  
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp  
<https://www.city.sabae.fukui.jp>

## 吉川ナスおいしく育ててね



### もくじ

- 農業委員会会長就任挨拶・農業委員会の仕事 …… 2
- 農業委員紹介 …… 3
- 農業者年金のご紹介 …… 4
- 農地中間管理事業について …… 5
- 地域計画の作成が始まります! …… 6
- 農地の適正管理 …… 7
- 鳥獣害対策・農政カレンダー …… 8



### 伝統野菜 吉川ナスの苗の無償配付を行いました

5月12日、鯖江市伝統野菜等栽培研究会から市内全12小学校に「吉川ナス」の苗237本が贈られました。この取り組みは、平成24年から食農教育の一環として毎年行われています。

この日は、吉川ナスの歴史がある地元の吉川小学校で苗の贈呈式が行われ、環境委員の児童代表に27本の苗が手渡されました。

贈呈式終了後には、同研究会の福岡重光会長の指導のもと、高さ約40cmに育った苗を学校給食畑に定植していきました。その後、6月中旬から収穫が始まり、給食の食材などに使われました。

御挨拶

## 会長就任にあたって



鯖江市農業委員会

会長 福島定己

去る七月三十一日に、佐々木市長様をお迎えし開催された農業委員会臨時総会にて、新しい体制が誕生しました。今回、十八名の委員の方々のご就任を心からお喜び申し上げます。

今期、委員の皆様のご推薦を頂き、会長職をお受けすることとなりました。大変な重職責務であることと存じますが、誠心誠意努力いたしますので、何卒ご支援頂きますよう心からお願ひ申し上げます。

本会は法令に基づき、市農業委員会憲章に則り、農業者の期待と信頼に応えるべき活動が求められるところであり、農業者の、農業会議の支援、県当局の指導、各市町の委員会と連携をはかりながら、農業者と話し合い、農業政策の推進、農政施策の発展に寄与し、本市農業のため貢献して参りたいと存じます。農地行政を担う委員会として活力ある農業、担い手の育成、耕作放棄地の発生抑制をし、農地の有効利用による地域活性化を築きたいと考えております。

今後とも各委員のご理解、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。会長就任の挨拶とさせていただきます。

## 農業委員会はこんな仕事をしています

- 1 農地法などの法令に規定された所掌事務**  
農地の売買、農地転用の許可  
農地の貸し借りについての意見
- 2 認定農業者など地域担い手への農地の利用集積**  
農地中間管理事業や農業公社グリーンさばえの活用
- 3 遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消**  
農地パトロール、無断転用の防止など
- 4 農業への新規参入の促進**
- 5 農地等の利用の最適化に関する施策について、改善意見の公表**  
市長への要望など
- 6 農業・農業者に関する情報提供**  
法人化その他農業経営の合理化  
作り手のいない農地のあっせんなど

お気軽にご相談ください (TEL 53-2234)

# 農業委員紹介

**担当地区** 福島 定己  
片上 吉谷町 会長

農業委員として鯖江市農業発展と振興のために認定農業者、指導農業者、土地改良理事、農協理事等の経験を十分に活かし、新農業委員会法に基づき農地法、農地利用の最適化の責務に努めていきたいと思ひます。

**担当地区** 鷺田 晴美  
市内全域 石田上町 職務代理者

目まぐるしいスピードで変化している農地環境を目の当たりにし、地域発展と農業発展の調和の難しさを感じています。私たちの生活の礎である食と農をいかに守り、どうやって未来へ繋げていくか、皆様のご指導をいただきながら一生懸命取り組んでいきたいと思ひます。

**担当地区** 宮本 美典  
市内全域 下新庄町

農業に就いて5年、自然と共に生きる楽しさと難しさを感じながら仕事をしております。人が生きていく上で欠かすことができない食糧を生産する農業はとても重要な仕事だと思ひます。ただ、それを取り巻く問題の大きさも知れば知るほど大変になっていると実感しております。まだまだ経験の浅い私ですが、できることを精一杯させていただきますと思ひます。

**担当地区** 水嶋 和夫  
北中山 戸口町

年々農業者の高齢化が進んでいき、後継者問題等、又自然災害により、多くの農地・農作物が被災害に遭われています。今後益々、優良農地の保全、維持、管理が大事になります。地域の皆様と一緒に考え取り組み農業の発展に努めていきたいです。

**担当地区** 笠嶋 伊三男  
中河 上河端町

地域の農家組合と連携してこれからの転作の効率を図り作業効率を高め収益向上と耕作放棄地を有効活用できるように地主さんからの意見交換を交えながら耕作放棄地を少しでも有効利用できるようにしたいと思ひます。今後の課題として後継者育成に取り組んでいきたいです。

**担当地区** 窪田 善一郎  
新横江 定次町

農業を取り巻く環境が益々厳しくなっています。私の所属している集落営農組合においても、5年後、10年後がどのような姿を呈しているか見通せていないのが現状です。特に農業の担い手問題、収益力低下に伴う農業離れ問題などが一段と現実味を帯びてくることが予想される中、農業委員として地域の農業の維持・発展の為に微力ながら取り組みたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

**担当地区** 佐々木 一弥  
中河 下河端町

活力ある農業・担い手の育成、農地の有効利用など農地行政を担う委員会としての責務を認識し、農業者の期待と信頼に応えるべく、農業者の声を農業政策の推進や発展に反映させ、鯖江市農業の活性化につなげたい。

**担当地区** 前田 昭一  
中河 橋立町

この度、農業委員に任命されましたが、農業委員会の使命である農地売買、賃借の許可等や、担い手への農地利用の集積、遊休農地発生防止等、鯖江市の農業発展の観点から、これまでの農業法人役員等や農業行政に携わった経験を生かして、農地の利用の最適化のために努めたいと考えています。また、農業が厳しいと言われて久しいですが、今大きな課題は後継者がいないことと思ひます。農業経験の少ない、又は無い農家の人が増え、定年が70歳まで延長されようとしている状況の中で、何か解決策がないかと、早急に考えていかなければと思ひます。

**担当地区** 堀内 章義  
吉川 冬島町

農業者の代表として、地域農業の発展の為に微力ですが、少しでも確実に担当する仕事を前に進めていく努力を惜しまないことが役割と考えています。

**担当地区** 浅野 忠憲  
豊 下司町

綿々と続く農の歴史の中で、農地の役割も大きく深化してきました。現代の農業における、真の農地の最適化推進とは何なのか、どうすれば維持可能な農業を見出せるのかを、ご指導いただきながら、農業委員の本分を尽くすべく精一杯努めて参りますので、何卒よろしくお願ひいたします。

**担当地区** 山岸 重之  
新横江 横越町

地域の農業の発展に少しでも寄与するよう、頑張ります。

**担当地区** 河野 通弘  
舟津 小黒町 1 丁目

昨年までは、町内の農家組合長として、急速に進む宅地化に伴う近隣の残された農地の保全や用排水設備等の農業インフラの老朽化をいう問題と対峙してきました。今年からは農業委員として、農業にかかわる諸問題等々について、農業委員会という組織会議体の中で考えていきたいと思ひます。

**担当地区** 品川 昌敏  
中河 中野町

農業に関する様々な問題に改めて目を向け、諸先輩方にご指導をいただき、鯖江市の農業の発展に尽くしたいと思ひます。

**担当地区** 牧野 善隆  
吉川 平井町

今回農業委員に任命され、微力ですが地域の農業が少しでも発展するように頑張りたいと思ひます。

**担当地区** 岩尾 秀規  
立待 杉本町

私儀、これまでに杉本耕作組合長、農家組合長等を経験して参りました。ハード面ではかんがい排水事業、土地改良事業、圃場整備事業等経験して約40年になります。農業委員として今後は農地利用の最適化を目指し、各方面の意見を聞き進めて参ろうと思ひます。今後3年の任期ですが、一所懸命頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

**担当地区** 北川 利榮  
神明 鳥羽 1 丁目

農業委員会に参画して早3年になります。その間積極的に農業委員会に参加し、また、農業委員会の講習会や研修会に意欲的に取り組み、それらを通じて色々なことを学びました。これらのことを今後の農業委員会に活かしたいと思ひます。また、皆様からのご指導・ご鞭撻の程宜しくお願ひいたします。

**担当地区** 岡井 善四郎  
立待 石田下町

農業委員会が存在することを知ったのは、今から30数年前、田を埋立する際に農業振興地域に入ったので、いわゆる「農振を外してもらう必要がある」と市役所の担当の方から教えていただいた時でした。その他、委員会の役割については何も知らないのが現状です。この度、研修会が開かれますので、これを機会に自分なりに知識を得たいと思ひます。私の隣の田も3年前から耕作放棄地となり、まだ耕作者がおりません。このような問題をはじめ、少しでも農業の存続と発展に貢献できるような努力する決意です。3年間宜しくお願ひいたします。

**担当地区** 服部 義和  
河和田 尾花町

地域の農業の発展を促進し、農業者の課題解決と支援策に取り組み、持続可能な農業の普及を推進していき、地域社会の発展と食糧供給の安定を支える役割を果たしたいと思ひます。

# 農業者年金の 6つのポイント

## 1 農業者の方なら広く加入できる

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます ※

年間60日以上 農業に従事	国民年金第1号被保険者 (国民年金保険料納付免除者を除く)	60歳未満
------------------	----------------------------------	-------

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

## 2 終身年金 老後を最後までサポート

・80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

## 3 保険料の全額が社会保険料控除で大きな節税効果

## 4 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる

・保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で選べます。

## 5 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

・39歳までに加入 ・認定農業者で青色申告者等

## 6 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い

※ 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。

※ 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）および個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。



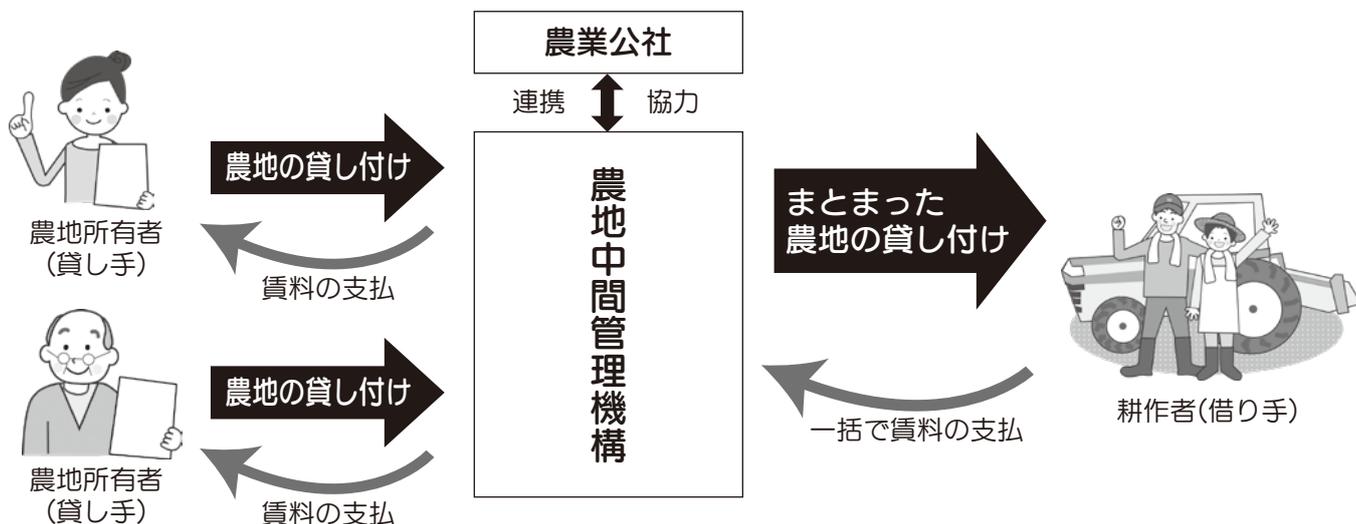
# 農地中間管理事業をご活用ください

## 農地中間管理事業とは？

- 地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手となる農業経営体（者）に農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を進めることを目的とし、農地中間管理機構が、農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

## 事業の仕組み

- 公益財団法人農業公社グリーンさばえが福井県農地中間管理機構の窓口となり、原則10年以上の期間で農地の貸借手続きをおこないます。



## 貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 相続税等の納税猶予の適用を受けることができます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

## 借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。

問合せ先 (公財)農業公社グリーンさばえ  
市役所農林政策課内 TEL53-2234



# 地域計画の作成が始まります!

## 地域計画について

地域計画とは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、10年後に誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づきまとめる計画です。



## 地域計画作成のメリット

- ・ 10年後の地域内農地を「誰が耕作するのか」の見通しをつけることができる。
- ・ 地域内で進むべき農業の方向性を定めることができる。
- ・ 今後、農業をしていく人が耕作しやすい農業(効率的な営農環境)に変えていくことができる。
- ・ 国の補助や支援を受けやすくなる。

## 地域計画作成に関するお願い

地域計画を作っていく中で地域の出し手・受け手・農家組合・農業委員などの方々を中心に、話し合いなどを行っていく予定です。関係者の皆様の御協力をお願いいたします。

また、地域計画は利用権や補助事業等に大きな影響を与えますので、作成に御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。



鯖江市の地域計画に関するHPはこちらから→  
※今後、地域計画の進捗は更新をしていきます。



# 農地を適正に管理しましょう

農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。

適正な農地管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病害虫の発生につながる恐れがあり、付近の人に迷惑がかかります。

## 農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。

農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。(農地法第30条第3項)



## 畑地転換については届出が必要です。

農用地の畑地転換(盛土)等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

## 農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に転用して利用する場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るためには、所定の申請手続きが必要になります。

また申請から許可を得るまでには一定の期間が必要になりますので、着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。

申請地(あわせて事業を行おうとする非農地を含む)内にいわゆる赤道、青道等官地(公有地)が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

## 農地を相続した場合は届出が必要です。

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます。

耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

# 鳥獣害対策

## クマによる農作業中の人身事故に注意!

秋から冬にかけて、クマが冬眠の準備のためにカキ、クリなどのエサを求めて、山際や低地に出没する可能性があります。県下の平野部の農地において農作業中の事故が起きている。ヒトにもクマにも不幸な事故が起きないように以下の点に注意をしてください。

### クマに遭遇しない・引き寄せないために

- ◆鈴やラジオなど音が出るものを携帯し、クマに人の存在を知らせる。
- ◆山際や河畔の草刈りを行い、見通しを良くする。
- ◆山林や田畑周辺に野菜(残渣)を放置しない。
- ◆人家近くのカキ、クリ等はきちんと収穫する、管理できない木は伐採する。



### クマに遭遇してしまったら

- ◆とにかく落ち着き、騒がず、ゆっくり後退する。  
子グマの場合は近くに親グマがいる可能性があるので特に注意する。
- ◆攻撃が避けられないときは、地面に伏せ、両手で首の後ろをガードして頭と首を守る。

### クマを目撃した場合

クマを目撃した場合は、日時、場所、数等できるだけ詳しい情報を市役所にお知らせください。

### クマ出没情報をメールで受け取る方法

鯖江市では丹南ケーブルテレビのライフラインメールシステムを活用し、クマ出没情報を随時配信しています。簡単に登録できますので、身の安全のためにもぜひご登録ください。(https://message.t-catv.co.jp/)



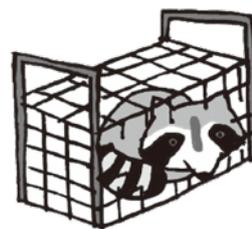
## 野生鳥獣を許可なく捕まえることは違法です

最近、ホームセンター等で購入した捕獲檻を使用した捕獲後の相談が増えています。

野生の鳥獣(鳥類およびほ乳類)を捕まえたり、鳥類の卵をとったりすることは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、原則禁止されています。農作物や生活環境に被害を引き起こしている場合でも、許可なく野生鳥獣を捕獲すると違法になることがあります。アライグマやハクビシン等の外来生物であっても同様です。

また、許可を得て捕獲をする場合、侵入口を塞いだり、作物を守ったりの対策をすることが速やかな捕獲に繋がります。

野生鳥獣による被害でお困りのときは、自分で捕まえようとせず、まずは市役所の鳥獣害担当部署にご相談ください。



< 問合せ先 > 鯖江市産業環境部農林政策課 TEL:0778-53-2233  
 鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター TEL:0778-51-2110  
 夜間・休日の場合 鯖江市役所(代表) TEL:0778-51-2200

## 農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

令和5年

- 10月 27日 第10回農業委員会総会
- 11月 27日 第11回農業委員会総会
- 12月 25日 第12回農業委員会総会

令和6年

- 1月 29日 第1回農業委員会総会
- 2月 27日 第2回農業委員会総会
- 3月 26日 第3回農業委員会総会